

多摩市住替え・居住支援協議会の今後の方向性（案）

資料 6-2

設立の経緯	▶設立に当って、住替え支援と居住支援について協議をすることとし、住替え支援では、ニュータウン再生と連携をしていくことから、市の補助機関としてスタートした。	
課題	▶現要綱の期限が平成32年3月31日となっており、その後の方向性を決める必要がある ▶市の機関として実施する場合には、収益事業ができないなど活動範囲に制限がある ▶市の要綱では、予算の範囲内で委員の数が限られる	
要綱設置と会則設置の比較		
	A 市要綱パターン	B 会則パターン
1. 属性	多摩市附属機関（補助機関）	独立した任意団体
2. 会議	協議会（年4回）	総会（年1回以上）、幹事会等（随時）
3. 構成	学識経験者、不動産関係団体が推薦する者、住替え支援団体が推薦する者、公的賃貸住宅事業者、居住支援団体が推薦する者、市	会則等の定めによる
4. 委員謝礼	市の基準に基づく委員謝礼	会則等の定めによる（原則、市の補助対象外）
5. 事務局	市（住宅・福祉）	協議会構成団体（市、社会福祉協議会、居住支援法人など）
6. 会計	市の予算	会の予算（市からの補助金が主な財源）
7. 実施事業	<p>【現状】</p> <p>(1) 相談事業</p> <p>①常設窓口（検討中）</p> <p>②出張相談会（年4回）</p> <p>(2) 普及啓発事業</p> <p>①不動産・賃貸オーナー向けセミナー</p> <p>②パンフレット更新</p> <p>(3) 入居・生活支援事業</p> <p>①サポート店制度（検討中）</p> <p>②債務保証等の補助制度（検討中）</p> <p>(4) 住替え支援事業</p> <p>①中古流通支援（検討予定）</p> <p>②空き家対策（検討予定）</p> <p>③連続講座</p>	<p>【移行後】</p> <p>(1) ①は市に設置する場合は市が協議会構成団体として実施</p> <p>(3) ②は市が直接行うこともあり得る</p> <p>(4) 住替え支援事業は市の事業として残る</p> <p>上記以外の事業は継続実施することを基本とするが、実施事業については総会で事業計画の決定をする</p>
8. 他区市の状況	都内の協議会設置自治体：13団体	
	3区1市が要綱により設置（1市は多摩市）	1都5区3市が会則により設置
今後の方向性（案）	<p>▶居住支援については、ある程度、方向性が定まった時点で、支援の方策等を協議する場から、より具体的な取り組みを実践する場としていきたい</p> <p>▶このため、住宅確保要配慮者に対する支援体制を強化していくために、支援事業の幅や、協議会に関わる団体を増やすことを念頭に、任意団体への移行を図りたい</p> <p>▶特に、居住支援団体、福祉関係団体との連携を強化する必要があり、事務局は団体間のハブ的な役割を担うことが期待される</p> <p>▶住替え支援については、引き続き、具体的な支援方策について検討する場を設ける</p>	